

令和6年度鳴門市障がい者就労施設等からの物品等調達方針

1 趣旨

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、鳴門市（以下「本市」という。）における障がい者就労施設等（優先調達推進法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定め、障がい者就労施設等の受注の機会の増大を図り、もって障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進に寄与するものとする。

2 対象機関

本方針は、本市の全部局に適用する。

3 調達の対象となる物品等

本方針の調達の対象となる物品等は、次のとおりとする。

(1) 物品

消耗品、各種記念品、食料品、その他障がい者就労施設等が提供することが可能な物品

(2) 役務

印刷、クリーニング、清掃・除草作業、情報処理、その他障がい者就労施設等が提供することが可能な役務

4 基本的な考え方

(1) 全庁的な取組の推進

障がい者就労施設等からの物品等の調達について全庁的に取り組むものとし、円滑な調達の推進に努める。

(2) 計画的な調達の推進

予算及び事務又は事業の予定等を勘案し、計画的な障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

(3) 障がい者就労施設等との意見交換

本市の行政機関としての需要と障がい者就労施設等による物品等の供給体制のマッチングに資するよう、必要に応じて本市と本市の区域内に所在地がある障がい者就労施設等との意見交換を行う。

5 調達推進方法

- (1) 障がい者就労施設等から既に調達している物品等については、引き続き調達を行うとともに、これまで調達の実績のない物品等の調達についても積極的に検討する。
また、本市が開催する各種行事等において各種記念品等の調達を予定している場合は、可能な限り障がい者就労施設等からの調達に努める。
- (2) 障がい者就労施設等から提供可能な物品等については、社会福祉課が当該施設等からの情報をもとに各部局への情報提供に努める。
- (3) 生産能力や納期の関係で単独の障がい者就労施設等では需要に応じることができない場合は、物品等の調達を障がい者就労施設等にあっせんし又は本市と障がい者就労施設等との間の物品等の調達を仲介する等の業務を行う共同受注窓口である特定非営利活動法人とくしま障がい者就労支援協議会を極力活用する。

6 調達の目標

令和6年度における障がい者就労支援施設等からの物品等の調達目標は以下のとおりとする。

- (1) 物品 前年度実績以上とする。
- (2) 役務 前年度実績以上とする。

7 調達実績の公表

調達実績については、優先調達推進法第9条第5項の規定に基づき、会計年度の終了後、遅滞なく調達の実績の概要を取りまとめ、本市公式ウェブサイト等で公表するものとする。

8 その他の取組

- (1) 本市と指定管理者制度による施設等管理運営業務委託契約を締結している相手方及び外郭団体等に対しても、障がい者就労施設等からの物品等の調達について理解と協力を得るよう努める。
- (2) 職員個人や親睦会等における障がい者就労施設等からの物品の購入等の促進に努める。
- (3) 本市が管理する施設等を障がい者の対面販売の実習場所として提供することにより、障がい者の職場実習の場所と機会を確保するとともに物品等の販路の拡大に努める。
- (4) ふるさと納税返礼品への登録や本市が管理する施設内の売店、郵便局等における委託販売等により物品等の販路拡大に努める。